

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 新旧対照表（案）（第十四 共同生活援助に限る）

※ 平成 26 年 3 月 7 日現在での案であり、今後変更することがある

（下線部が改正部分）

改正案	現行
<p><u>第十三 共同生活援助</u></p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 世話人（基準第 208 条第 1 項第 1 号）</p> <p>指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の数を <u>6</u> で除して得た数以上とする。</p> <p><u>(例) 利用者を 12 人とし、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を 1 週間 40 時間とした場合、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する勤務時間の延べ数を、1 週間の間に、40 時間×(12÷6) 人=延べ 80 時間以上確保する必要がある。</u></p> <p><u>(2) 生活支援員（基準第 208 条第 1 項第 2 号）</u></p> <p><u>生活支援員の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の障害支援区分ごとに、次のとおり算定</u></p>	<p><u>第十四 共同生活援助</u></p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 世話人（基準第 208 条第 1 項第 1 号）</p> <p>指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の数を <u>10</u> で除して得た数以上とする。</p> <p><u>なお、世話人は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>して得た数の合計数以上とする。</p> <p><u>① 障害支援区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除して得た数</u></p> <p><u>② 障害支援区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除して得た数</u></p> <p><u>③ 障害支援区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除して得た数</u></p> <p><u>④ 障害支援区分 6 に該当する利用者の数を 2.5 で除して得た数</u></p> <p><u>(例) 利用者を 12 人（区分 6 が 2 人、区分 5 が 4 人、区分 4 が 6 人）とし、常勤の勤務時間を 1 週間 40 時間とした場合、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する勤務時間の延べ数を、1 週間の間に、</u></p> <p><u>・ 区分 6 : 40 時間×(2÷2.5) 人=32 時間</u></p> <p><u>・ 区分 5 : 40 時間×(4÷4) 人=40 時間</u></p> <p><u>・ 区分 4 : 40 時間×(6÷6) 人=40 時間</u></p> <p><u>延べ合計 112 時間以上確保する必要がある。</u></p> <p><u>(3) 世話人及び生活支援員の要件等</u></p> <p><u>① 世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。</u></p> <p><u>② 世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(4) サービス管理責任者（基準第 208 条第 1 項第 3 号）</u> <u>指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があること。</u></p> <p><u>(5) サービス管理責任者との職務との兼務について（基準第 208 条第 3 項）</u> <u>指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該指定共同生活援助事業所における入居定員が 20 人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 管理者（基準第 209 条）</u> <u>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</u></p> <p>2 設備に関する基準（基準第 210 条）</p> <p><u>(1) 立地（基準第 210 条第 1 項）</u> <u>指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、</u></p>	<p><u>(2) サービス管理責任者（基準第 208 条第 1 項第 2 号）</u> <u>指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第八の 1 の（4）及び（5）を参照されたい。</u></p> <p><u>(3) 準用（基準第 209 条）</u> <u>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</u></p> <p>2 設備に関する基準（基準第 210 条） <u>基準第 140 条については、指定共同生活援助について準用されるものであることから、第八の 2 を参照されたい。</u></p>

改正案	現行
<p><u>家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されることについて、都道府県知事が確認することを求めたものである。</u></p> <p><u>この場合、開設及び指定申請時においては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他の法令の規定や、土地の所有関係により一律に判断するのではなく、指定共同生活援助事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである。なお、この規定は、平成 18 年 9 月 30 日において現に存する旧指定共同生活援助事業所の調査を改めて行う必要があることを示したものであること。</u></p> <p><u>(2) 事業所の単位（基準第 210 条第 2 項）</u> <u>指定共同生活援助事業所については、個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する 1 以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住</u></p>	

改正案	現行
<p><u>居をいう。以下同じ。を</u>除く。以下、(2)、(3)の①及び(3)の③から(4)までにおいて同じ。)を指定共同生活援助事業所として指定することとし、当該指定共同生活援助事業所における共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が4人以上でなければならないものとする。</p> <p>なお、この場合の「一定の地域の範囲」とは、いずれの共同生活住居及びサテライト型住居についても、主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいうものである。</p> <p>(3) 共同生活住居（基準210条第3項・第4項・第5項）</p> <p>① 「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。</p> <p>ただし、マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとする。</p> <p>なお、マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居とすることは認められないこと（マンション等の建物内の共同生活住居の入居定員の合計数が、基準第210条第4項及び第5項に規定</p>	

改正案	現行
<p>する共同生活住居の入居定員を超える場合に限る。)。また、特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活住居として認める場合には、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作りなどに配慮されたい。</p> <p>② 共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。</p> <p>③ ①及び②の規定にかかわらず、都市部など土地の取得が極めて困難な地域等であって、次のア～エのいずれにも該当するものとして、都道府県知事が特に必要と認めた場合においては、1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することができるものとする。なお、この場合の一のユニットの入居定員は6人以下とすることが望ましいこと。</p> <p>ア 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業又は地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと。具体的には、指定地域定着支援事業や指定短期入所事業、若しくは、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙「地域生活支援事業実施要綱」の別記11の(8)イの(イ)のコ</p>	

改正案	現行
<p><u>一 デイネート事業又はこれらに準ずるものを指定共同生活援助事業と併せて実施することが考えられる。</u></p> <p><u>イ アの機能を当該共同生活住居に付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域生活支援拠点の整備の一環として位置づけられていること</u></p> <p><u>ウ 1つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること</u></p> <p><u>エ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下（短期入所（空床利用型を除く。）を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。）であること</u></p> <p><u>④ サテライト型住居と一体として運営される本体住居及びサテライト型住居については、サテライト型住居の入居者から適切に通報を受けることができるよう、それぞれの住居に必要な通信機器を設けるものとする。なお、当該通信機器については、必ずしも当該本体住居に設置され固定されている必要はなく、携帯電話等であっても差し支えないこと。</u></p> <p><u>⑤ 一の共同生活住居の入居定員は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 平成18年10月1日以降新規に設置する場合</u> <u>2人以上10人以下</u></p> <p><u>イ 既存の建物を共同生活住居として利用する場合</u> <u>2人以上20人以下</u></p>	

改正案	現行
<p><u>ウ 都道府県における指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合</u> <u>21人以上30人以下</u></p> <p><u>エ 都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、入居定員が10人以上の既存の共同生活住居を改築する場合であって、近隣の住宅地等に新たに土地を確保できないなど改築後に共同生活住居を複数に分けて設置することが極めて困難であると都道府県知事が認めた場合</u> <u>2人以上30人以下（ただし、改築後の共同生活住居の入居定員は、改築する時点の当該共同生活住居の入居定員と同数を上限とする）</u></p> <p><u>（4）ユニット（基準第210条第6項から第8項まで）</u> <u>「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、1以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に対して、適切な指定共同生活援助の提供に支障がない場合は、この限りではない。なお、この場合の留意点は次のとおりである。</u></p>	

改正案	現行
<p>① ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。</p> <p>② ユニットには、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとする。また、その広さについても原則として利用者（サテライト型住居を設置する場合は当該サテライト型住居の利用者を含む。）及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。</p> <p>③ 居室の定員については、1人とする。</p> <p>ただし、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、一の居室を2人で利用することは差し支えないが、指定共同生活援助事業者の都合により一方的に2人部屋とすることは認められないものであること。</p> <p>なお、2人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。</p> <p>④ 居室の面積は、7.43平方メートル（和室であれば4.5畳）以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。</p> <p>⑤ 居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限</p>	

改正案	現行
<p>りではない。</p> <p>(5) サテライト型住居（基準第210条第9項）</p> <p>① サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、概ね20分以内で移動することが可能な距離に設置することを基本とする。なお、当該距離要件については、移動に要する時間により一律に判断するのではなく、交通基盤の整備状況や気候・地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断すること。</p> <p>② サテライト型住居は、一の本体住居に2か所の設置を限度とする。</p> <p>ただし、本体住居の入居定員が4人以下の場合は、1か所の設置を限度とする。なお、一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生活住居を本体住居として、1つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置することは認められないこと。</p> <p>③ サテライト型住居については、当該サテライト型住居ごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとする。なお、この場合の留意点は次のとおりである。</p> <p>ア サテライト型住居の入居定員は、1人とする。</p> <p>イ サテライト型住居の居室の面積は、7.43平方メートル（和室であれば4.5畳）以上とされているが、生活の場であるこ</p>	

改正案	現行
<p><u>とを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。</u></p> <p>3 運営に関する基準</p> <p><u>(1) 入退居（基準第 210 条の 2）</u></p> <p><u>指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。</u></p> <p><u>(2) 入退居の記録の記載（基準第 210 条の 3）</u></p> <p><u>指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。</u></p> <p><u>(3) 利用者負担額等の受領（基準第 210 条の 4）</u></p> <p>① <u>利用者負担額の受領等</u></p> <p><u>指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の 3 の（11）の①、②、④及び⑤を参照されたい。</u></p> <p>② <u>その他受領が可能な費用の範囲</u></p> <p><u>基準第 210 条の 4 第 3 項は、指定共同生活援助事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、</u></p>	<p>3 運営に関する基準</p>

改正案	現行
<p><u>ア 食材料費</u></p> <p><u>イ 家賃</u></p> <p><u>ウ 光熱水費</u></p> <p><u>エ 日用品費</u></p> <p><u>オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p><u>の支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</u></p> <p><u>なお、オの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号当職通知）によるものとする。</u></p> <p><u>また、入居前の体験的な利用（以下「体験利用」という。）に係る利用者については、利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払を受けることとする。</u></p> <p><u>(4) サービス管理責任者の責務（基準第 210 条の 6）</u></p> <p><u>指定共同生活援助は主として夜間においてサービスを提供するものであるが、指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、共同生活援助計画の作成及び第四の 3 の（8）の①から③までに掲げる業務のほか、日中活動サービス等に関する情報提供や日中</u></p>	

改正案	現行
<p><u>活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が円滑に日中活動サービス等を利用するための支援を行わなければならないこととしたものである。</u></p> <p><u>(5) 介護及び家事等（第 211 条）</u></p> <p><u>① 支援の基本方針</u> <u>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように指定共同生活援助を提供し又は必要な支援を行うものとする。</u> <u>また、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の人格に十分に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>② 家事等の実施の方法</u> <u>基準第 211 条第 2 項は、利用者が従業者と調理や洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならないこととしたものである。</u></p> <p><u>③ 居宅介護等の利用の制限</u> <u>同条第 3 項は、指定共同生活援助は、当該指定共同生活援助事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によ</u></p>	<p><u>(1) 家事等（第 211 条）</u> <u>指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第八の 3 の (6) の②及び③を参照されたい。</u></p>

改正案	現行
<p><u>て利用させることができないこととしたものである。ただし、指定共同生活援助事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。</u> <u>なお、指定重度障害者等包括支援として提供される指定共同生活援助については、この限りではない。</u></p> <p><u>④ サテライト型住居の入居者への支援</u> <u>サテライト型住居の入居者に対しては、共同生活援助計画に基づき、定期的な巡回等により、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする。</u> <u>なお、この場合の「定期的な巡回等」とは、原則として 1 日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、サテライト型住居の入居者が本体住居で過ごす時間やその心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定すること。</u> <u>サテライト型住居を設置する指定共同生活援助事業者は、サテライト型住居の入居者が、当該サテライト型住居を退去し、一般住宅等において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該サテライト型住居に入居してから原則と</u></p>	

改正案	現行
<p>して3年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。ただし、サテライト型住居に入居してから3年を超える場合であっても、引き続き当該住居を利用することにより単身生活への移行が具体的に見込まれる場合等については、市町村審査会における個別の判断により、3年を超える利用を認めること。また、指定共同生活援助が不要になっても、当該サテライト型住居の契約を事業者からサテライト型住居の入居者個人に切り替えることでそのまま住み慣れた住居で生活し続けることができるようにするなど、柔軟な運用や配慮を行うこと。</p> <p>(6) 社会生活上の便宜の供与（基準第211条の2）</p> <p>① 他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等</p> <p>指定共同生活援助事業者は、利用者が充実した日常生活が営めるよう、利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や、余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② 手続等の代行</p> <p>指定共同生活援助事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得る</p>	

改正案	現行
<p>とともに、代行した後はその都度、本人に確認を得るものとする。</p> <p>③ 家族との連携</p> <p>指定共同生活援助事業者は、利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p> <p>(7) 運営規程（基準第211条の3）</p> <p>指定共同生活援助事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、基準第211条の3第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする運営規程を定めることとしたものである。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針（第1号）</p> <p>利用者の適切な事業所の選択に資するため、指定共同生活援助事業所であることを明記しておくこと。</p> <p>② 入居定員（第3号）</p> <p>入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員（サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居の入居定員を別掲する。）及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならないものであること。</p> <p>なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものである</p>	

改正案	現行
<p><u>ので、今まで使用していない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出ること。</u></p> <p><u>③ 指定共同生活援助の内容（第4号）</u></p> <p><u>指定共同生活援助の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。</u></p> <p><u>(8) 勤務体制の確保等（基準第212条）</u></p> <p><u>① 従業者の勤務体制</u></p> <p><u>利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。</u></p> <p><u>また、基準第212条第2項は、指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生</u></p>	<p><u>(2) 勤務体制の確保等（基準第212条）</u></p> <p><u>指定共同生活介護の場合と同趣旨であるため、第八の3の(9)の①及び③を参照されたい。</u></p>

改正案	現行
<p><u>活援助の提供に配慮すべきこととしたものである。</u></p> <p><u>② 生活支援員の業務の外部委託</u></p> <p><u>同条第3項は、指定共同生活援助事業者は原則として、指定共同生活援助事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならないが、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に委託することができることを定めたものである。この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められない。なお、警備等の指定共同生活援助に含まれない業務については、同条の規定は適用されない。</u></p> <p><u>同条第4項の規定は、当該委託を行う指定共同生活援助事業者（以下「委託者」という。）は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、その業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。指定共同生活援助事業者は、同条の規定による業務の実施状況の確認、記録を行うため、当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めておくとともに、イ（Ⅰ）及び（Ⅲ）の確認の結果を記録しなければならない。</u></p> <p><u>ア 委託に係る業務（以下この②において「委託業務」という。）</u></p>	

改正案	現行
<p><u>の範囲</u></p> <p><u>イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</u></p> <p><u>(I) 受託者の従業者により、当該委託業務が基準第十四章第四節の運営に関する基準に従って、適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</u></p> <p><u>(II) 委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。</u></p> <p><u>(III) 委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう (II) の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</u></p> <p><u>(IV) 受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</u></p> <p><u>(V) その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</u></p> <p><u>③ 研修への参加</u></p> <p><u>同条第5項は、当該指定共同生活援助事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することを規定したものである。</u></p> <p><u>(9) 支援体制の確保 (基準第212条の2)</u></p> <p><u>指定共同生活援助事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、地方公共団体や社会福祉法人等</u></p>	

改正案	現行
<p><u>であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨を規定したものである。</u></p> <p><u>(10) 定員の遵守 (基準第212条の3)</u></p> <p><u>運営規程において定められた居室、ユニット及び共同生活住居の入居定員を超えて、利用者を入居させてはならないこととしたものである。</u></p> <p><u>(11) 協力医療機関等 (基準第212条の4)</u></p> <p><u>基準第212条の4第1項及び第2項の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。</u></p> <p><u>(12) 準用 (基準第213条)</u></p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条及び第170条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第九の3の(3)を参照されたい。この場合において、第九の3の(3)の「当該月における利用者</p>	<p><u>(3) 準用 (基準第213条)</u></p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条、<u>第141条から第146条まで、第148条、第149条及び第151条から第153条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、</u>第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第八の3の(1)から(5)まで、</p>

改正案	現行
<p><u>負担額合計額を算定しなければならない(ただし、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者以外の者である場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する。)</u>とあるのは、<u>「当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならない(ただし、体験利用の場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する)」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>なお、指定共同生活援助の事業について準用される基準第 74 条については、指定共同生活援助事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものであるが、さらにサービスの質の確保や夜間における防火安全体制の構築の必要性にかんがみ、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定共同生活援助事業所が所在する市町村の職員又は法第 89 条の 3 に規定する協議会の委員、共同生活援助について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、構成員から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることが望ましい。</u></p> <p>5 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針、人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>(1) 人員に関する基準</p> <p>① 世話人(基準第 213 条の 4 第 1 号)</p>	<p><u>(7)、(8)、(10) から (12) までを参照されたい。</u></p>

改正案	現行
<p><u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十三の 1 の (1) 及び (3) を参照されたい。ただし、平成 26 年 4 月 1 日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を 10 で除して得た数以上とする。</u></p> <p>② サービス管理責任者(基準第 213 条の 4 第 2 号)</p> <p><u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十三の 1 の (4) 及び (5) を参照されたい。</u></p> <p>③ 準用(基準第 213 条の 5)</p> <p><u>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の (7) の①を参照されたい。</u></p> <p>(2) 設備に関する基準(基準第 213 条の 6)</p> <p><u>基準第 210 条については、外部サービス利用型指定共同生活援助について準用されるものであることから、第十三の 2 を参照されたい。</u></p> <p>(3) 運営に関する基準</p> <p>① 内容及び手続きの説明及び同意(基準第 213 条の 7)</p> <p><u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の運営規程</u></p>	

改正案	現行
<p><u>の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所の名称、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</u></p> <p><u>なお、利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</u></p> <p><u>また、利用者との間で当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第 77 条第 1 項の規定に基づき、</u></p> <p><u>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</u></p> <p><u>イ 当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容</u></p> <p><u>ウ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき</u></p>	

改正案	現行
<p><u>利用者が支払うべき額に関する事項</u></p> <p><u>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日</u></p> <p><u>オ 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。</u></p> <p><u>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</u></p> <p><u>② 受託居宅介護サービスの提供（基準 213 条の 8）</u></p> <p><u>ア 適切かつ円滑な受託居宅介護サービス提供のための必要な措置</u></p> <p><u>基準第 213 条の 8 第 1 項は、利用者に対し、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</u></p> <p><u>「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業者の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。</u></p> <p><u>イ 受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告</u></p> <p><u>基準第 213 条の 8 第 2 項は、外部サービス利用型指定共同生</u></p>	

改正案	現行
<p><u>活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービス提供の実施状況を把握するため、受託居宅介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。</u></p> <p>③ <u>運営規程（基準 213 条の 9）</u></p> <p><u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十三の 3 の（7）を参照されたい。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業者が運営規程に定める事項に加えて、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地に関する事項を運営規程に定めることが必要である（第 5 号）。</u></p> <p>④ <u>受託居宅介護サービス事業者への委託（基準第 213 条の 10）</u></p> <p><u>基準第 213 条の 10 は、利用者に対する適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保するため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に受託居宅介護サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合におい</u></p>	

改正案	現行
<p><u>て、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。</u></p> <p><u>a 当該委託の範囲</u></p> <p><u>b 当該委託に係る業務（以下この④において「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件</u></p> <p><u>c 受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が基準第 14 章第 5 節第 4 款の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が定期的に確認する旨</u></p> <p><u>d 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨</u></p> <p><u>e 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう d の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨</u></p> <p><u>f 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</u></p> <p><u>g その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</u></p> <p><u>イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者はアの c 及び e</u></p>	

改正案	現行
<p><u>の確認の結果の記録を作成しなければならないこと。</u></p> <p><u>ウ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が行うアのdの指示は、文書により行わなければならないこと。</u></p> <p><u>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、基準第 213 条の 12 において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、アのc及びeの確認の結果の記録を5年間保存しなければならないこと。</u></p> <p><u>オ 1の受託居宅介護サービスを提供する受託居宅介護サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。</u></p> <p><u>なお、この場合、居宅介護サービス事業者ごとにその役割分担を明確にしておくこと。</u></p> <p><u>カ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、居宅介護サービス事業者と予め契約し、法第 36 条第 1 項及び施行規則第 34 条の 19 の規定に基づき、当該受託居宅介護サービス事業者及び当該受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。</u></p> <p><u>ただし、平成 26 年 4 月 1 日に現に存する指定共同生活援助事業所であって、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成 25 年厚生労働省令第 124 号。) 附則第 3 条第 2 項の規定により、</u></p>	

改正案	現行
<p><u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、「事業」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>キ 基準第 213 条の 10 第 5 項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、基準第 213 条の 12 により準用される第 28 条の緊急時の対応、第 36 条の秘密保持等、第 40 条の事故発生時の対応及び第 73 条の身体拘束等の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる受託居宅介護サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。</u></p> <p><u>⑤ 勤務体制の確保等（基準第 213 条の 11）</u></p> <p><u>指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十三の 3 の（8）の①及び③を参照されたい。</u></p> <p><u>⑥ 準用（基準第 213 条の 12）</u></p> <p><u>基準第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 53 条の 2、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第 73 条から第 75 条まで、第 88 条、第 90 条、第 92 条、第 170 条の 2、第 210 条の 2 から第 210 条の 6 まで、第 211 条、第 211 条の 2 及び第 212 条の 2 から第 212 条の 4 までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活</u></p>	

改正案	現行
<p><u>援助の事業について準用されるものであることから、第三の三の(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の三の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の三の(7)及び(9)並びに第九の三の(3)並びに第十三の三の(1)から(6)まで及び(9)から(11)までを参照されたい。この場合において、第九の三の(3)の「当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならない(ただし、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者以外の者である場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する。)」とあるのは、「当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならない(ただし、体験利用の場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する)」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用される基準第74条については、指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十三の三の(12)を参照されたい。</u></p>	

平成26年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の
一部改正等に関する意見の募集について

第1 趣旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）の一部の施行（平成26年4月1日）及び本年4月1日に予定されている消費税率引上げに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「障害福祉サービス等報酬告示」という。）その他の関係告示の改正を行うもの。

第2 消費税率引上げに係る障害福祉サービス報酬等の取扱いについて

平成26年4月に予定されている消費税率引上げ（5%→8%）に係る障害福祉サービス等報酬告示における対応は、診療報酬及び介護報酬の対応を踏まえ、以下のとおりとし、具体的な報酬単価の算出に当たっては、「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等を踏まえ、施設・事業所の課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行うこととする。

1. 基本報酬における対応（別紙1）

- 基本報酬単位数への上乗せ率については、人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに消費税率引上げ分を乗ずることにより基本報酬単位数への上乗せ率を算出する。

2. 加算の取扱いについて（別紙1）

- 基本報酬単位数の割合で設定されている加算については、基本報酬単位数への上乗せで手当てされることから、当該加算に係る直接の上乗せ対応は行わない。
- それ以外の障害福祉サービス等報酬に係る加算については、
 - ・ 加算内容に占める課税費用の割合が軽微であると想定される、
 - ・ 現行の単位数の設定が小さく、仮に上乗せ率を乗じても、上乗せ単位数が1単位数に満たないなどの理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難である。

そのため、基本報酬単位数の割合で設定されている加算以外の加算の消費税率引き上げに係る対応については、基本報酬単位数への上乗せにあたって、当該加算に係る消費税負担分も勘案して算定を行うことで対応する。

障害福祉サービス等報酬全体の平均上乗せ率 0.69%

3. 国庫負担基準額について（別紙2）

- 基本報酬単位数の上乗せに連動して、国庫負担基準額についても併せて上乗せ対応を行う。

第3 グループホームとケアホームの一元化に伴う新たなグループホームの報酬の概要について（別紙1）

1. 基本報酬について

(1) 介護サービス包括型グループホーム

- 介護サービス包括型グループホームについては、当該グループホームの従業者が介護サービスも含めて包括的なサービス提供を行うことから、現行ケアホームに係る報酬と同様、障害支援区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス+介護サービス）として設定する。
- 現行のケアホームが円滑に介護サービス包括型グループホームに移行できるよう、障害支援区分2以上の報酬については現行のケアホームの報酬水準を基本とした上で、区分1以下の報酬を新設する。
- なお、現行のケアホームにおいて経過的に認められている重度者の個人単位のホームヘルプサービス利用については、必要な支援の質・量を担保する観点から、新規の利用も含め、当分の間、当該サービスを利用できるよう、報酬を設定する。

● 共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）（4：1）

（1）区分6	645 単位
（2）区分5	528 単位
（3）区分4	449 単位
（4）区分3	383 単位
（5）区分2	294 単位
（6）区分1以下	257 単位

ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）（5：1）

（1）区分6	594 単位
（2）区分5	477 単位
（3）区分4	398 単位
（4）区分3	332 単位
（5）区分2	243 単位
（6）区分1以下	211 単位

ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ）（6：1）

（1）区分6	561 単位
（2）区分5	444 単位
（3）区分4	365 単位
（4）区分3	299 単位
（5）区分2	210 単位
（6）区分1以下	181 単位

ニ 共同生活援助サービス費（Ⅳ）（体験利用）

（1）区分6	675 単位
（2）区分5	558 単位
（3）区分4	479 単位
（4）区分3	413 単位
（5）区分2	324 単位
（6）区分1以下	287 単位

（2）外部サービス利用型グループホーム

- 外部サービス利用型グループホームについては、介護を必要としない者も利用するため、
 - ・ 利用者全員に必要な基本サービス（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）については報酬を包括的に評価し、
 - ・ 利用者ごとに必要性や利用頻度等が異なる介護サービスについては個々の利用者ごとにその利用量に応じて報酬を算定する
 仕組みとする。
- 基本サービス（外部サービス利用型共同生活援助サービス費）の報酬は、現行のグループホームが円滑に外部サービス利用型グループホームに移行できるよう、現行のグループホームの報酬水準を基本とする。
- 介護サービス（受託居宅介護サービス費）の報酬は、介護保険の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護における外部の事業者へ委託する訪問系サービスの仕組み・水準を参考に、移動コスト等の節減に

より効率的なサービスの提供が可能であるということ等を考慮して設定する。

- なお、受託居宅介護サービスの利用量については、利用者間・市町村間の不均衡をなくす観点から、介護サービス包括型グループホームの報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護サービスの利用実績等を勘案の上、別途、市町村が支給決定を行うに当たって参酌すべき受託居宅介護サービスの標準量を設定することとして報酬の算定を行う。

● 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	
（4：1）	257 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	
（5：1）	211 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）	
（6：1）	181 単位
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）	
（10：1）	120 単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）	
（体験利用）	287 単位
● 受託居宅介護サービス費	
（1）所要時間 15 分未満の場合	99 単位
（2）所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	199 単位
（3）所要時間 30 分以上 1 時間 30 分未満の場合	
271 単位に、所要時間 30 分から計算して 15 分を増すごとに 90 単位を加算した単位数	
（4）所要時間 1 時間 30 分以上の場合	
580 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して 15 分を増すごとに 37 単位を加算した単位数	

2. 加算について

(1) 基本的な考え方

現行のケアホーム及びグループホームが一元化後のグループホームに円滑に移行できるよう、現行のケアホーム及びグループホームに設けられている加算は、基本的にケアホームとグループホームの一元化後のグループホームにおいても算定できるようにする。

その上で、障害者の高齢化・重度化に対応する観点等から、障害者の地域生活の推進に関する検討会の結論（平成25年10月11日取りまとめ）等も踏まえつつ、以下の見直しを行う。

(2) 見直しの概要

① 日中支援体制の評価の充実

- 高齢又は重度の障害者（※）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に基づいて行う昼間の時間帯における支援を評価する加算を創設する。なお、当該支援の対象者が複数人いる場合の加算単位数は2人目から半額に設定する。

※65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者

- 心身の状況等により予定していた日中活動サービス等を利用できなかった利用者に対する昼間の時間帯における支援を評価する現行の日中支援加算については、日中支援加算（Ⅱ）に名称変更する。なお、支援対象者が複数人いる場合の加算単位数は2人目から半額に設定する。

● 日中支援加算（Ⅰ）【新設】	
・支援対象者が1人の場合	539単位/日
・支援対象者が2人以上の場合	1人当たり 270単位/日
● 日中支援加算（Ⅱ）【現行の日中支援加算】	

・支援対象者が1人の場合			
区分4以上			539単位/日
区分3以下			270単位/日
・支援対象者が2人以上の場合			
区分4以上	1人当たり		270単位/日
区分3以下	1人当たり		135単位/日

② 夜間支援体制の評価の充実

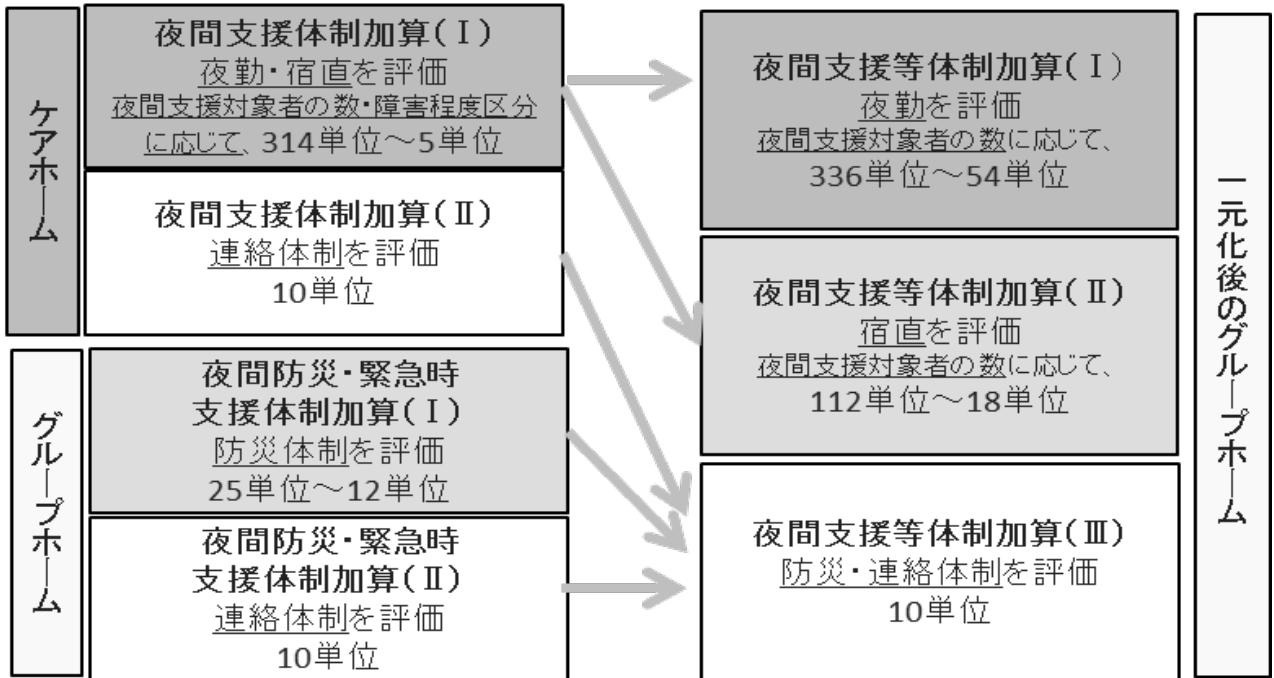
○ 障害福祉サービス等に従事する職員の夜勤と宿直の勤務態様や賃金の取扱い等を踏まえ、夜勤職員を配置している事業所への加算を、現行のケアホームの夜間支援体制加算の単位数から引き上げるとともに、宿直を配置している事業所への加算の適正化を図る。

なお、現行の夜間支援体制加算は、夜間の支援対象者の数及び障害程度区分に応じた加算単位数の設定であるが、夜間の支援体制を適切に評価する観点から、夜間の支援対象者の数に応じた一律の加算単位数の設定に見直す。

○ また、現行のグループホームにおける警備会社との警備業務の委託契約等を評価する夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）については、警備業務の委託契約の実勢価格も踏まえつつ、夜間の連絡体制・支援体制を評価する加算（夜間支援体制加算（Ⅱ）及び夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ））と統合した上で適正化を図る。

● 夜間支援等体制加算（Ⅰ）【新設】			
夜勤を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定			
[支援対象者が4人以下の場合]			336単位/日
[支援対象者が5人の場合]			269単位/日
[支援対象者が6人の場合]			224単位/日
[支援対象者が7人の場合]			192単位/日
[支援対象者が8人～10人の場合]			149単位/日
[支援対象者が11人～13人の場合]			112単位/日
[支援対象者が14人～16人の場合]			90単位/日
[支援対象者が17人～20人の場合]			75単位/日
[支援対象者が21人以上30人以下の場合]			54単位/日
● 夜間支援等体制加算（Ⅱ）【新設】			
宿直を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定			
[支援対象者が4人以下の場合]			112単位/日
[支援対象者が5人の場合]			90単位/日
[支援対象者が6人の場合]			75単位/日
[支援対象者が7人の場合]			64単位/日
[支援対象者が8人～10人の場合]			50単位/日
[支援対象者が11人～13人の場合]			37単位/日
[支援対象者が14人～16人の場合]			30単位/日
[支援対象者が17人～20人の場合]			25単位/日
[支援対象者が21人以上30人以下の場合]			18単位/日
● 夜間支援等体制加算（Ⅲ）【新設】			
常時の連絡体制・防災体制を確保している場合に算定			10単位/日

(参考) 夜間支援体制加算の見直しの概要



③ 医療が必要な者に対する支援体制の評価の充実

- 高齢の障害者や医療ニーズのある者であっても可能な限り継続してグループホームに住み続けられるよう、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価する加算を、介護保険制度における認知症高齢者グループホームの例を参考に新設する。

● 医療連携体制加算 (V) 【新設】	39単位/日
---------------------	--------

④ 自立生活支援加算の算定要件の緩和

- サテライト型住居の創設も踏まえつつ、グループホームで行う退居後の居住の場の確保など単身生活等への移行に向けた支援をより拡充する観点から、施設入所支援の地域移行加算等を参考に、現行の自立生活支援加算の算定要件を緩和するとともに加算単位数の見直しを行う。

● 自立生活支援加算の算定要件等の見直し	
[現行] (算定要件) 次の要件を満たしている事業所において、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合 ① 過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち移行後の生活が6か月以上継続している者が5割以上 ② 対象者ごとに6か月以内の移行に関する個別支援計画について市町村の承認を得る (加算単位数)	14単位/日 (180日を上限)
[見直し後] (算定要件) 退居する利用者に対し、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合 (加算単位数)	500単位 (退去前、退去後各1回)

第4 生活介護における医師配置の見直しについて

- 生活介護を実施する施設においては、指定基準等により、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとしている。
- このうち、当該施設において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを条件として医師配置しないこととした場合、本体報酬から一定の減算を行う。

第5 その他

整備法の一部の施行（平成26年4月1日）等に伴う条項ずれの手当等所要の規定の整備を行う。

第6 根拠条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号及び第30条第3項第1号

第7 告示日・適用期日（予定）

告示日：3月下旬

適用期日：平成26年4月1日

(2) 地域生活支援拠点等の整備について（関連資料①（149頁））

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議においては、「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと」とされているところである。

これに関し、平成25年10月に取りまとめられた障害者の地域生活の推進に関する議論の整理（障害者の地域生活の推進に関する検討会）においては、地域における居住支援に求められる機能として、

- ・ 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・ 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

が挙げられ、これらの機能強化を地域レベルでの取組、制度面での取組の両面から推進することとされた。

これを踏まえ、第4期障害福祉計画（平成27年度～29年度）において、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを成果目標として設定することとしている。

拠点等の整備に当たっては、各市町村において、協議会等の場も活用し、各地域の状況を把握した上で整備の在り方を検討していただくとともに、各都道府県においては、各市町村を包括する広域的な見地から、都道府県計画との調整及び必要な支援をお願いしたい。

また、当該拠点等の整備を推進する観点から、平成26年度より、グループホーム等に併設してコーディネーターの配置（地域生活支援事業における地域移行のための安心生活支援の活用）及び地域相談支援により地域生活支援を実施する場合に、当該グループホーム等の社会福祉施設整備費による施設整備補助を優先的に採択することとしている。国庫補助協議における採択方針等については別途お示しすることとしているのでご留意願いたい。

さらに、都市部など土地の取得が困難な地域等において、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、一定の条件を満たすものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとするので必要に応じ活用されたい。

なお、第4期障害福祉計画においては、これまでの障害福祉計画同様、施設入所者数の削減を目標としていくこととしており、拠点を障害者支援施設に併設する場合の当該障害者支援施設の入所定員は、都道府県障害福祉計画における必要入所定員総数に計上されることにご留意願いたい。

地域における居住支援に関するニーズについて

- 関係団体からのヒアリングにおいては、障害者の地域生活を支えるために必要な支援・資源について様々な意見が出された。これらを整理すると、おおむね以下のようなニーズが挙げられるのではないか。

ヒアリングにおいて挙げられたニーズ

- 地域での暮らしの安心感の担保
- 親元からの自立を希望する者に対する支援
- 施設・病院等からの退所・退院等、地域移行の推進
- 医療的ケア、行動障害支援等、専門的な対応を必要とする者への支援
- 医療との連携等、地域資源の活用
- 夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制
- 障害特性に応じた施設整備

地域における居住支援に求められる機能について

- これらのニーズから、どのような機能が求められているのかという点について検討すると、おおむね以下のように分類できるのではないか。

求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーデイネーターの配置等）



- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

第4期(H27～H29)計画に係る基本指針(案):主なポイント

<計画の作成プロセスに関する事項>

PDCAサイクルの導入

「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の
中間評価、評価結果の公表等

<個別施策分野①:成果目標に関する事項>

福祉施設から
地域生活へ
の移行促進
(継続)

精神科病院か
ら地域生活へ
の移行促進
(成果目標の
変更)

地域生活支
援拠点等の
整備
(新規)

福祉から一般
就労への移
行促進
(整理・拡充)

<個別施策分野②:その他>

障害児支援体制の整備
(新規)

計画相談の連携強化、研修、虐
待防止等

③障害者の地域生活の支援：基本指針への記述のポイント(案)

2. 地域生活支援の機能強化のための体制整備の方向性等として記載する事項

(1) 現行指針第一の二の「障害福祉サービス提供体制確保の基本的な考え方」の3でグループホームの充実等について書かれている部分を拡充し、

・都道府県及び市町村が、上記1. による障害者の地域生活支援の機能をさらに強化するために、各地域内で、それらの機能の集約又はグループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点の整備を図ること、その際、当該障害者支援施設は、一層の小規模化等を進めること及び地域に開かれたものとする必要があること

・拠点の整備としてではなく、地域において既存の施設・事業者が機能を分担して担う面的な機能整備によることも可能であるが、その際には、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されている必要があること
こと
等を記載する。

(2) また、上記(1)を踏まえて、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを障害福祉計画の成果目標として新たに設定する。

(3) さらに、現行指針第三の二(市町村計画)及び第三の三(都道府県計画)において、上記に関して計画に定める事項として次の内容を記載する。

(市町村計画における地域生活支援拠点の整備)

・地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況や基幹相談支援センターの設置の有無等、各地域の個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係者や障害当事者が参画して検討する。検討に当たっては、都道府県の計画とも調和が保たれたものとする。

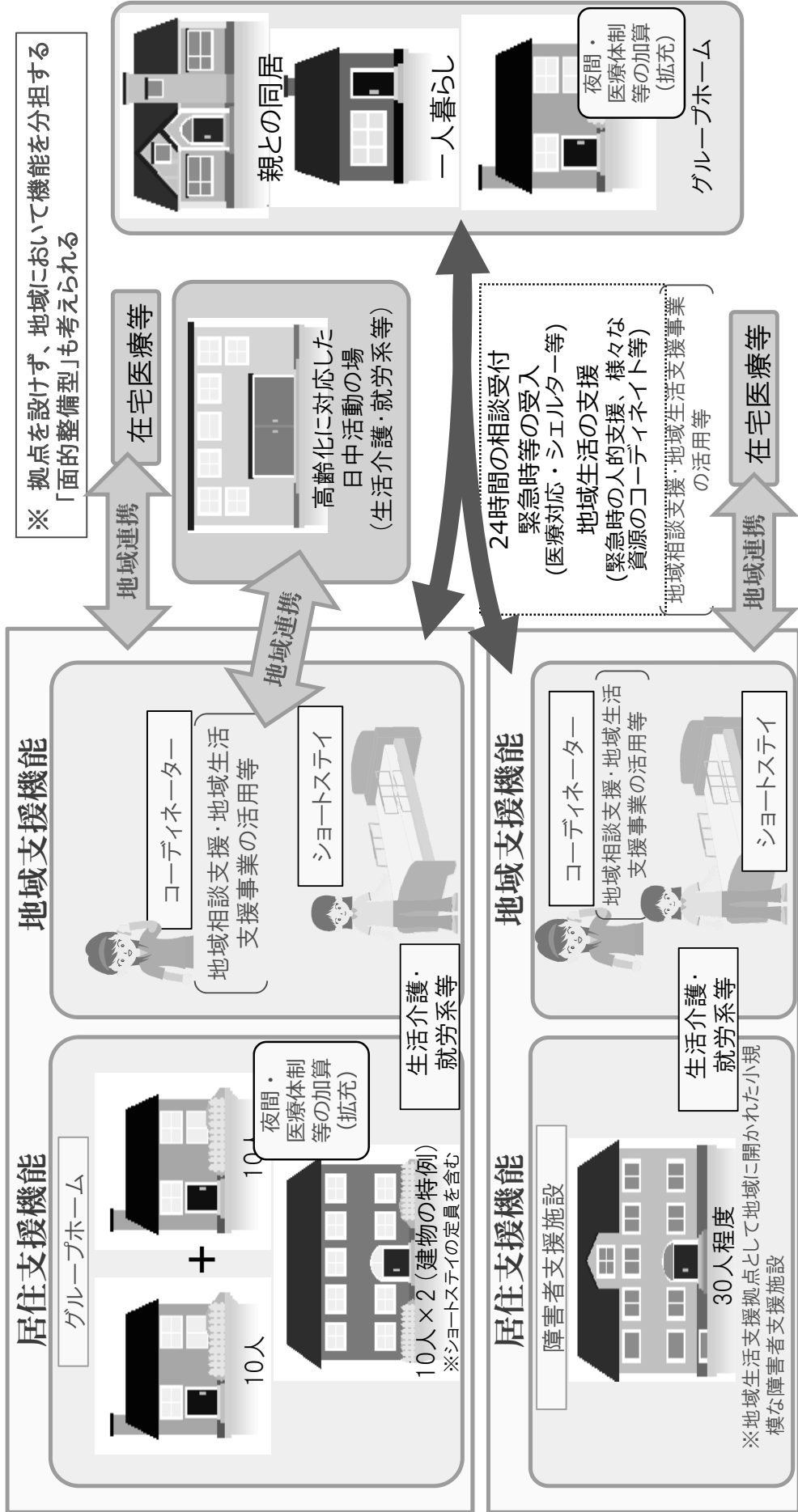
(都道府県計画における地域生活支援拠点の整備及び市町村の支援等)

・上記における各市町村の検討について、各市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者見込み等を集約することにあわせて各市町村から聞き取りを行い、都道府県の計画との調整を図る。また、各地域における整備を進めるにあたって必要な支援を行う。

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

社会保障審議会障害者部会
第54回(H25.12.26)資料

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討